

福祉生活病院常任委員会資料

(平成27年6月8日)

【 件 名 】

- 1 改善措置命令により重点的な指導を行った社会福祉法人の改善状況等について
(福祉保健課)・・・1
- 2 第1回障がい者の暮らしやすい鳥取創造チーム会議の開催結果について
(障がい福祉課)・・・10
- 3 あいサポート大使と連携したあいサポート運動の普及・啓発について
(障がい福祉課)・・・11
- 4 指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの事業の人員、設備及び運営に関する指針(ガイドライン)に関する今後の対応について
(長寿社会課)・・・12
- 5 第1回いきいき長寿鳥取県推進チーム会議の開催結果について
(長寿社会課)・・・21
- 6 第1回子育て王国とっとり実現チーム会議の開催結果について
(子育て応援課)・・・23
- 7 「イクボスとっとり共同宣言」署名式の実施について
(子育て応援課)・・・25
- 8 韓国における中東呼吸器症候群(MERS)の発生について
(健康政策課)・・・別冊
- 9 ドクターヘリの運航実績及びドクターカーの運行実績について(H27年3月末まで)
(医療政策課)・・・26

福祉保健部

改善措置命令により重点的な指導を行った社会福祉法人の改善状況等について

福祉保健課
平成27年6月8日

平成21年度にあすなる会に対して改善措置命令を発出して以降、これまで5法人に対して改善措置命令を発出（うち、みのり福祉会には2回）して指導を行ってきたところであり、その後の改善状況等は下記のとおりです。

名称等	改善状況等
<p>名称 あすなる会（鳥取市） 命令日 H22. 2. 15 理事長 当時：職務代理人 濱崎晋一 現在：相澤英之 事業 特別養護老人ホーム 軽費老人ホーム 知的障害児・者施設 保育所 など</p>	<p>【主な不適正事案】 1 法人の資金が理事長の関連会社に流出した。 2 法人が認識しない法人名義の借入金が存在していた。</p> <p>【現在の状況】 ○関連会社の元役員らに対し損害賠償請求訴訟を提起するなど、流出した資金の回収に努めてきたが、関係者の破産等のためこれ以上の回収は困難な状況（損害額4億9,000万円に対し、回収額は200万円）。関係者2名に対する訴訟は死亡等により終結し、残り1名について継続中。 ○刑事裁判については、関係者3名の有罪（業務上横領罪）が確定した。 ○金融機関からの法人名義の借入金残額（4億3,000万円）については、債務不存在確認訴訟を提起したが、敗訴が濃厚となり、裁判所の和解案（※）を受け入れて終結した。（H26. 12. 26） （※法人は債務を認め返済するが、金融機関は遅延損害金等を免除する。）</p>
<p>名称 みのり福祉会（倉吉市） 命令日 H23. 1. 6（第1回） 理事長 当時：村田実 現在：村田速実</p>	<p>【主な不適正事案】 1 入所者預り金等の簿外経理、会計間借入れの未清算、限度額を超えた償還金支出などの不適正な会計処理が見られた。 2 公益事業（診療所）が法人全体の経営を圧迫し、社会福祉事業に支障を来すおそれがあった。 3 法人と前理事長及びその親族との間で不適正な土地取引等があった。 4 不適正な役員報酬等の支出があった。</p> <p>【現在の状況】 ○役員刷新後、組織体制強化のもとで経理処理も全般的に適正化されている。過去の会計間借入れの清算も計画的に行ってきた。 ○医師の交代等診療所の体制も見直したが、改善が困難であるため、診療所は廃止し、現在売却先を探している状況である。 ○前理事長らに対し損害賠償請求訴訟を提起したが、相手方に金銭的資力がなく、裁判が長期化したことから、裁判所の和解案（※）を受け入れて終結した。（H27. 3. 3） （※前理事長所有地の一部を法人に贈与し、一部を法人が買取る等） ⇒前理事長との賃貸借関係から脱却した。施設用地がほぼ法人所有地となり、今後の賃借料（年945万円）が不要になった。 ○刑事手続については、前理事長らの背任は嫌疑不十分として不起訴処分となった。</p>
<p>名称 みのり福祉会（倉吉市） 命令日 H23. 9. 28（第2回） 理事長 村田速実 事業 特別養護老人ホーム 軽費老人ホーム 身体障害者施設 母子生活支援施設 保育所 など</p>	<p>【主な不適正事案】 1 理事会・評議員会の未開催、議事録の偽造及び改ざんがあった。 2 勤務実態が不明な前施設長（前理事長）等へ給与等が支払われた。</p> <p>【現在の状況】 ○役員、事務局体制が刷新され、着実に事務処理は適正化されている。 ○弁護士を中心とした第三者調査委員会を立ち上げて不適正事案の実態解明を進め、前理事長らに対して不適正支出額（1億7,000万円）の返還を請求した。最終的には民事調停により8,000万円を回収した。</p>
<p>名称 寿耕会（江府町） ⇒尚仁福祉会（名称変更） 命令日 H25. 3. 18 理事長 当時：藤田耕三 現在：佐々木満 事業 特別養護老人ホーム グループホーム など</p>	<p>【主な不適正事案】 1 理事会・評議員会の未開催、議事録の偽造及び改ざんがあった。 2 勤務実態が不明な前施設長（前理事長）等へ給与等が支払われた。</p> <p>【現在の状況】 ○役員、事務局体制が刷新され、着実に事務処理は適正化されている。 ○弁護士を中心とした第三者調査委員会を立ち上げて不適正事案の実態解明を進め、前理事長らに対して不適正支出額（1億7,000万円）の返還を請求した。最終的には民事調停により8,000万円を回収した。</p>

<p>名称 ケパ・トナズ (境港市) 命令日 H25. 3. 18 理事長 三島義枝 事業 デイサービスセンター</p>	<p>【主な不適正事案】 1 法人設立の際に設立準備室による使途不明金があった。 2 法人設立時における前理事長の法人に対する寄附が未履行であった。</p> <p>【現在の状況】 ○弁護士を中心とした第三者調査委員会を立ち上げて不適正事案の実態解明に努めたが、使途不明金の全容は解明できなかった。しかし、使途不明な法人設立時の開設準備費等 (4,200万円) 及び未履行であった設立時の寄附金 (2,000万円) については、前理事長らから回収した。</p>
<p>名称 やず (八頭町) 命令日 H25. 9. 4 理事長 山根英明 事業 特別養護老人ホーム 軽費老人ホーム 介護老人保健施設 など</p>	<p>【主な不適正事案】 1 理事長及びその親族の関連会社と高額な土地賃貸借契約を締結した。 2 理事長及びその親族の関連会社へ不適正な食材加工代金を支出した。 3 施設整備補助金を補助対象外経費へ充当した。</p> <p>【現在の状況】 ○土地の賃借料については、福祉施設として活用の見込みのない建物の評価を除外した土地のみの不動産鑑定結果を踏まえ減額 (月20万円→月12万円) した。 ○加工代金支払額全額のうち、過払金相当額の返還を求め民事調停を申し立てたところ、過払金額507万円を返還することで調停が成立し、返還を受けた。(H27. 3. 19) ○施設整備補助金はその全額 (2,625万円) を返還した。</p>

参考：社会福祉法人制度改革の概要

福祉サービスの利用の仕組みが措置から契約に移行し、多様なサービス供給主体が参入する中、社会福祉法人に本来求められる役割を果たすため、社会福祉法人が備えるべき公益性・非営利性を徹底し、国民に対する説明責任を果たす観点から、現在次のような改革を柱とした社会福祉法改正案が国会に提出されている。

1 経営組織のガバナンスの強化

- (1) 理事・監事・評議員等の権限と責任の規定を明確化
 - 善管注意義務、法人・第三者に対する損害賠償責任等を規定
- (2) 重要事項の議決機関としての評議員会の設置を義務付け
 - 定款変更、理事等の選任・解任、役員報酬の決定など重要事項を決議
- (3) 一定規模以上の法人へ会計監査人（公認会計士等）の設置を義務付け
 - サービス活動収益 10 億円以上又は負債 20 億円以上の法人を予定（段階的に拡充予定）

2 事業運営の透明性の向上

財務諸表、現況報告書、役員報酬基準等の届出とインターネットによる公表の義務付け

3 財務規律の強化

- (1) 役員等関係者への特別の利益供与の禁止
- (2) 役員報酬等の支給基準の作成と公表
- (3) 余裕財産の明確化（いわゆる内部留保は余裕財産を表すものではない。）
 - ⇒純資産の額から事業の継続に必要な財産額(①～④)を控除した額を「社会福祉充実残額」と定義
 - ①事業に活用する土地・建物等 ②建物の建替、修繕に要する資金 ③必要な運転資金
 - ④基本金及び国庫補助金等特別積立金
- (4) 「社会福祉充実残額」(余裕財産)を保有する法人に対し、既存事業の充実又は地域のニーズに対応した新規事業の実施への再投下計画の作成を義務付け

4 地域における公益的な取組を実施する責務

社会福祉事業及び公益事業を実施するに当たって、無料又は低額な料金で福祉サービスを提供することを責務（努力義務）として規定

5 行政の関与のあり方

- (1) 所轄庁による指導監督の機能強化
 - 立入検査等の権限を明記
 - 改善勧告・公表の導入（法令等に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるとき）
 - ※改善命令を出すには、正当な理由なく改善勧告の措置をとらないことが要件となった。
 - 立入検査の妨害・忌避等、虚偽報告に対する罰則（20 万円以下の過料）の適用
- (2) 国・都道府県・市の連携・支援

6 施行期日 平成29年4月1日（2、3(1)、4、5は、平成28年4月1日）

社会福祉法人制度を巡る状況

社会・援護局関係主管課長会議資料
平成27年3月9日

平成25年6月 8月	<ul style="list-style-type: none"> ■「規制改革実施計画」閣議決定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 全社会福祉法人の平成25年度以降の財務諸表の公表、保育所の第三者評価受審率目標の策定 等 ■「日本再興戦略」閣議決定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 財務諸表の公表推進による透明性の確保、法人規模拡大の推進 等 ■「社会保障制度改革国民会議報告書」公表 <ul style="list-style-type: none"> ・ 非課税扱いにふさわしい地域貢献 等
平成26年6月 7月 12月	<ul style="list-style-type: none"> ■「経済財政運営と改革の基本方針2014」 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成27年度介護報酬改定等における社会福祉法人の内部留保の状況を踏まえた適正化等 ■「日本再興戦略改訂2014」閣議決定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療・介護等を一体的に提供する非営利ホールディングカンパニー型法人制度（仮称）の創設 ■「規制改革実施計画」閣議決定 <ul style="list-style-type: none"> 「介護・保育事業等における経営管理の強化とイコールフットイング確立」 <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉法人の財務諸表等の開示義務付け、社会福祉法人の内部留保の位置付けの明確化・福祉サービスへの再投資・社会貢献での活用、社会福祉法人の経営管理体制の強化、所轄庁による指導・監督の強化、社会福祉法人に対する社会貢献活動の義務化 等 ■「政府税制調査会」とりまとめ <ul style="list-style-type: none"> 「公益法人課税等の見直し」 <ul style="list-style-type: none"> ・ 収益事業の範疇であっても、特定の事業者が行う場合に非課税とされている事業で、民間と競合しているもの（例えば社会福祉法人が実施する介護事業）は、その取扱いについて見直しが必要 等 ■「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」報告書 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における公益的な活動の推進、法人組織の体制強化、法人運営の透明性の確保 等 ■平成27年度税制改正大綱 <ul style="list-style-type: none"> ・ 公益法人等については、非収益事業について民間競合が生じていないか、収益事業への課税について軽減税率とみなし寄附金制度がともに適用されることが過剰な支援となっていないかといった点について実態を丁寧に検証しつつ、その課税のあり方について引き続き検討を行う。
平成27年1月 2月	<ul style="list-style-type: none"> ■「社会福祉法人改革に関する提言」（自由民主党 社会福祉法人改革プロジェクトチーム） <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人運営におけるガバナンスの強化、法人運営における透明性の確保、内部留保の明確化と福祉サービスへの再投下、地域における公益的な活動、適切かつ効果的な行政の関与、職員処遇の改善 等 ■「社会保障審議会福祉部会」報告書 <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営組織の在り方の見直し、運営の透明性の確保、適正かつ公正な支出管理、地域における公益的な取組の責務、内部留保の明確化と福祉サービスへの再投下、行政の役割と関与の在り方、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直し 等

社会保障審議会福祉部会の審議経過

検討事項	論点	
■社会福祉法人制度の意義		第1回(8月27日開催)
■経営組織の在り方	<ul style="list-style-type: none"> ● 理事・理事長・理事会の位置付け・権限・責任 ● 評議員・評議員会の位置付け・権限・責任 ● 監事の位置付け・権限・責任 ● 会計監査人による財務監査 等 	第2回(9月4日開催)
■運営の透明性の確保の在り方	<ul style="list-style-type: none"> ● 財務諸表、活動状況、経理状況(役員報酬、調達等)の公表 ● 都道府県、国における情報集約と公表 等 	第3回(9月11日開催)
■業務運営・財務運営の在り方	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉法人が担う事業の範囲と位置付け（「社会貢献活動」含む） ● 業務運営の規律 ● 財務運営の規律（いわゆる内部留保の明確化と再投資の在り方を含む） ● 経営力向上の方策 等 	第4回(9月30日開催) 第5回(10月7日開催) 第6回(10月16日開催) 第7回(10月20日開催) 第10回(12月19日開催) 第11回(1月16日開催)
■法人の連携・協働等の在り方	<ul style="list-style-type: none"> ● 法人の再編等の仕組み ● 複数法人による協働の仕組み 等 	第12回(1月23日開催)
■行政の関与の在り方	<ul style="list-style-type: none"> ● 適正な運営を確保するための指導監督 ● 法人の育成の観点からの指導監督 ● 国、都道府県、市の役割と位置付け 等 	第8回(11月10日開催)
■他制度における社会福祉法人の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉施設職員等退職手当共済 等 	第9回(11月19日開催)
■とりまとめに向けた議論		第13回(2月5日開催) 第14回(2月12日開催)

社会保障審議会福祉部会報告書～社会福祉法人制度改革について～

改革の視点

- 福祉ニーズが多様化・複雑化する中、社会福祉法人の役割が重要となっており、公益財団法人等と同等以上の公益性・非営利性を確保する必要。
- 多様な事業主体の参入や一部法人による不適切な運営のため、社会福祉法人の存在意義が問われており、国民に対する説明責任を果たすことが急務。
- 他の事業主体では対応できない福祉ニーズを充足することにより地域社会に貢献することが社会福祉法人の使命。

<課題>

<対応の方向性> ※主な内容

経営組織の見直し

- **経営組織のガバナンスが不十分**
 ー 評議員会の設置が任意であり、諮問機関の位置づけであるため、理事・理事長に対する牽制機能が不十分
 ー 理事・理事長の権限、責任が不明確
- 財務諸表が不正確といった実態があるなど、財務会計に関するチェックが不十分

- 評議員会の必置化、議決機関化(※)
 ※理事等の選任・解任や役員報酬の決定など重要事項を決議
- 理事・監事等の権限・責務・責任の明確化
 ※善管注意義務、法人に対する損害賠償責任等
- 親族その他特別の関係のある者の理事への選任の制限の厳格化
- 一定規模以上の法人への会計監査人の設置義務化
- 会計監査人の設置義務化の対象とならない法人に対して公認会計士、税理士等による財務会計に係る点検等を指導

透明性の確保

- 財務諸表等の公表は、通知による指導
- 積極的に情報を公表し、運営を社会的監視の下に置くことが必要

- 閲覧対象書類の拡大と閲覧請求者の国民一般への拡大
- 財務諸表、現況報告書、役員報酬基準、役員報酬総額、親族等関係者との取引内容のインターネットによる公表の義務付け

適正かつ公正な支出管理

- 適正な役員報酬を担保するための仕組みが必要
- 調達の公正性や妥当性を担保するための仕組みが必要

- 役員報酬基準の作成と公表、役員等の区分ごとの報酬総額の公表、個別の役員報酬額の所轄庁への報告を義務付け
- 親族等関係者への特別の利益供与を禁止
- 開示の対象となる関連当事者の範囲や取引額を拡大
 ※取引額1,000万円を超える額→100万円を超える額

<課題>

<対応の方向性> ※主な内容

地域における公益的責務の取組

- 社会福祉法人には、既存制度の対象とならない福祉ニーズに対応するという本旨に従い、市場で安定的・継続的に供給されることが望めないサービスを提供することが求められる。

- すべての社会福祉法人に対し、日常生活又は社会生活上支援を要する者に対する無料又は低額の料金の福祉サービスを提供することを責務化
 ※利用者負担の軽減、無料又は低額による高齢者の生活支援等

内部留保の明確化と福祉サービスへの再投下

- 内部留保(※)を明確化した上で、余裕財産を福祉サービスに計画的に再投下し、内部留保を適正化する仕組みがない。

※内部留保には土地建物への投資分や将来支出が必要な資金が含まれ、余裕財産を表すものではない。

- 内部留保のうち事業継続に必要な最低限の財産(※)を控除し、福祉サービスに再投下可能な財産額を明確化
 ※①事業に活用する土地、建物等、②建物の建替、修繕に必要な資金、③必要な運転資金
- 再投下可能な財産額がある社会福祉法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画(「再投下計画」)の作成を義務付け
 ※①社会福祉事業、②地域公益事業、③その他公益事業の順に検討
- 「再投下計画」については、「地域協議会」による福祉ニーズの反映、所轄庁の承認、公認会計士等の関与等の措置を講ずる。

行政の役割と関与

- 社会福祉法人の監督を効率的・効果的なものとする必要。
- 地域によって異なる規制や必要以上に厳しい規制に基づく指導監督が行われているとの指摘。

- 勧告等の指導権限規定の整備
- 外部の機関等の積極的な活用による所轄庁の指導監督の機能強化
- 都道府県の管内の市による指導監督を支援する役割、国の適正な運営を確保する役割を明確化

退職手当共済制度の見直し

- 社会福祉施設職員の定着を促進する仕組みとする必要。
- 公費助成について、他の経営主体とのイコールフットingの観点からの検討が必要。

- 退職手当の支給水準について、国家公務員退職手当制度に準拠し、長期加入者に配慮したものとする。
- 共済加入期間の合算期間を退職した日から起算して3年以内に緩和(現在は2年以内)
- 障害者支援施設への公費助成の見直し(保育所については、更に検討し、平成29年度に結論)

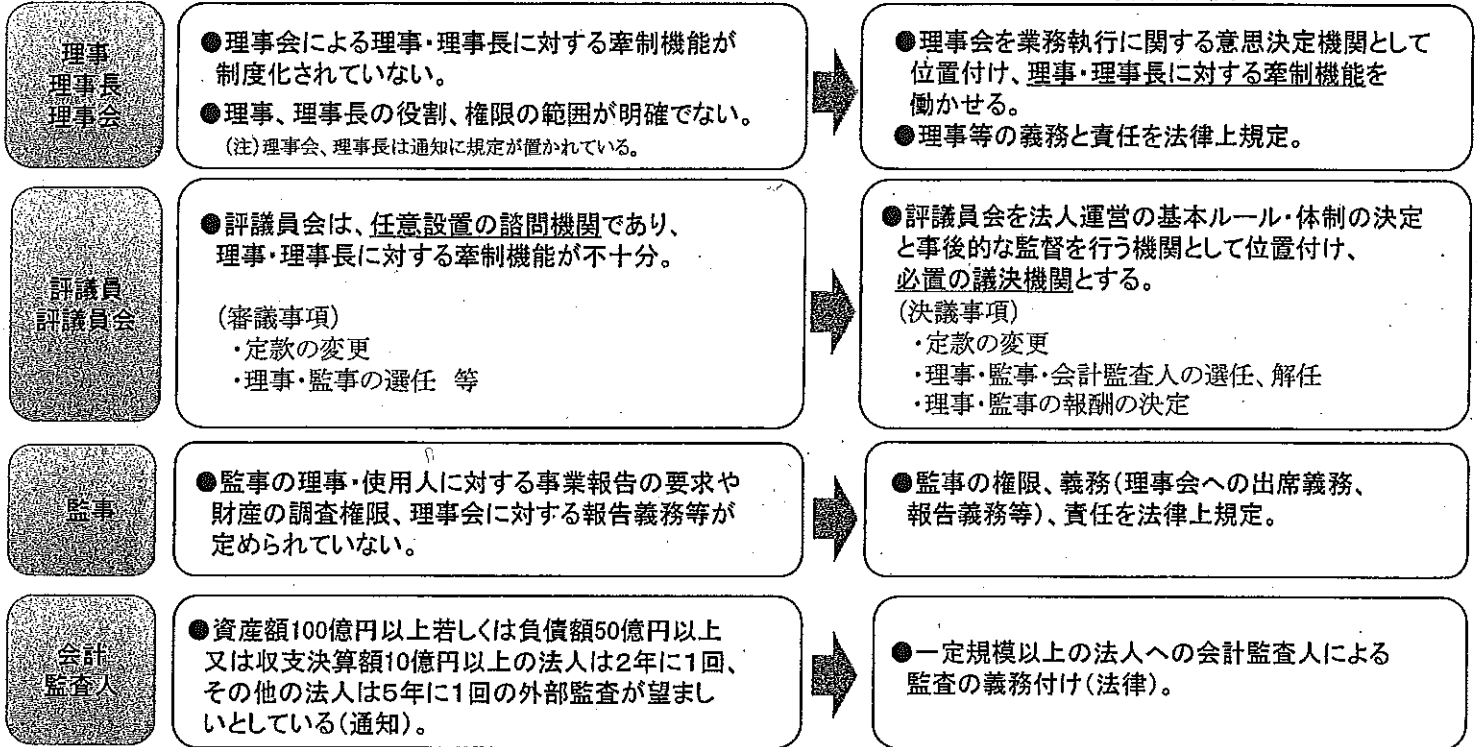
経営組織の在り方について

見直し案

○ 社会福祉法人について、一般財団法人・公益財団法人と同等以上の公益性を担保できる経営組織とする。

<現行>

<見直し後>



運営の透明性の確保について

見直し案

- 社会福祉法人の高い公益性に照らし、公益財団法人以上の運営の透明性を確保することとし、以下の事項を法令上明記。
 - ・ 定款、事業計画書、役員報酬基準を新たに閲覧対象とすること
 - ・ 閲覧請求者を利害関係人から国民一般にすること
 - ・ 定款、貸借対照表、収支計算書、役員報酬基準を公表対象とすること
- 既に通知により公表を義務付けている現況報告書(役員名簿、補助金、社会貢献活動に係る支出額、役員親族等との取引内容を含む。)について、規制改革実施計画を踏まえ、役員区分ごとの報酬総額を追加した上で、閲覧・公表対象とすることを法令上明記。
- 国民が情報入手しやすいホームページを活用して公表。

	現行		見直し案		公益財団法人		規制改革 実施計画
	閲覧 対象	公表	閲覧 対象	公表	閲覧 対象	公表	公表
事業報告書	○	—	○	—	○	—	—
財産目録	○	—	○	—	○	—	—
貸借対照表	○	○ (通知)	○	○	○	○	○ (通知で措置済)
収支計算書(事業活動計算書・資金収支計算書)	○	○ (通知)	○	○	○	○	○ (通知で措置済)
監事の意見を記載した書類	○	—	○	—	○	—	—
現況報告書(役員名簿、補助金、社会貢献活動に係る支出額、役員親族等との取引状況を含む。)	—	○ (通知)	○	○	○	—	○
役員区分ごとの報酬総額	—	—	○ (※)	○ (※)	○	—	○
定款	—	—	○	○	○	—	—
役員報酬基準	—	—	○	○	○	○	—
事業計画書	—	—	○	—	○	—	—

(※)現況報告書に記載

社会福祉法人の財務規律について

公益性を担保する財務規律

- I 適正かつ公正な支出管理
- II 余裕財産の明確化
- III 福祉サービスへの再投下

社会福祉法人の事業

社会福祉事業 公益事業

「日常生活・社会生活上の支援を必要とする者に対して無料又は低額な料金により福祉サービスを提供する責務」

利益

II 余裕財産の明確化

・会計制度の整備(新会計基準の導入)
・評議員会による内部率制
・外部監査(会計監査人)の導入
・財務諸表の公表 等

いわゆる内部留保

事業継続に必要な財産
・事業に活用する土地、建物等
・建物の建替、修繕
・手元流動資金

- ①社会福祉事業等投資額
社会福祉事業等に関する
・施設の新設・増設
・新たなサービスの展開
・人材への投資
- ②「地域公益事業」投資額
・無料又は低額な料金により行う公益事業
- ③公益事業投資額

III 福祉サービスへの再投下

再投下計画

- 地域のニーズに対応した新しいサービスの展開、人材への投資
- 無料又は低額な料金による福祉サービスの提供等

・公認会計士又は税理士による計画の記載内容の確認
・地域協議会による地域の福祉ニーズの反映
・所轄庁による計画の承認
・実績の所轄庁への報告と公表 等

I 適正かつ公正な支出管理

適正な役員報酬

- ・法人による役員報酬基準の設定と公表
- ・役員区分毎の報酬総額の公表

利益供与の禁止

- ・親族等関係者への特別の利益供与を法律上禁止
- ・関係者との取引内容の公表(対象範囲の拡大)

会計監査人

- ・一定規模(※)以上の法人に会計監査人の設置義務化
※収益10億円、負債20億円以上

地域公益活動を実施する責務の考え方

福祉ニーズの
多様化・複雑化

- 社会環境の変化に伴い、福祉ニーズが多様化・複雑化し、既存の制度(=社会福祉事業)では十分に対応できない者(※)に対する支援の必要性が高まっている。
※生計困難者、独居高齢者、認知症高齢者 など

社会福祉法人
の役割

- 多様化・複雑化する地域の福祉ニーズに対しては、様々な事業主体が各々の創意工夫により、それぞれ対応していくことが必要。
- その中で社会福祉法人については、その本旨に従い、他の事業主体では対応が困難な福祉ニーズに対応していくことが求められる。

社会福祉法人
の本旨

- 社会福祉事業に係る福祉サービスの供給確保の中心的役割を果たすだけでなく、**既存の制度の対象とならないサービスに対応していくことを本旨とする法人(社会福祉法第24条)**

社会福祉法人の
本旨に基づき
無料又は低額な料金
により福祉サービス
を提供する
責務の新設

- 営利企業等では実施することが難しく、市場で安定的・継続的に供給されることが望めないサービスを供給すること、すなわち、既存の制度の対象とならないサービスを無料又は低額な料金により供給する事業の実施が求められる。
※現行制度においても、社会福祉法人は、高齢者の生活支援、成年後見人受任事業など様々な事業を、無料又は低額な料金により展開している。
 - 規制改革実施計画(閣議決定)においては、こうした社会福祉法人の在り方を徹底する観点から生計困難者に対する無料・低額の福祉サービスの提供などの社会貢献活動の実施の義務付けを求めている。
- ⇒ 日常生活・社会生活上の支援を必要とする者に対して無料又は低額の料金により福祉サービスを提供することを社会福祉法人の責務として位置づけ

行政の関与の在り方について

- 所轄庁による指導監督の機能強化を図る。
(不適正な運営に対する実効性ある指導監督、法人の自律性・福祉ニーズへの柔軟な対応の尊重)
- 国・都道府県・市の連携・支援の仕組みを構築する。
- 財務諸表・現況報告書等の情報を活用するための仕組みを構築する。

指導監督の機能強化

- 不適正な運営に対する実効性ある是正措置を講ずるため、立入検査等に関する規定の整備
- 経営改善や法令遵守等について、柔軟かつ機能的な指導監督を行うための勧告・公表に関する規定の整備
- 行政が関与すべき範囲の明確化、外部の機関等の活用による指導監督の機能強化
 - ・社会福祉法人改革に即したガバナンスや運営の透明性の確保、財務規律の確立等に適切に対応している法人
 - ・会計監査人が作成する会計監査報告書等を提出して、所轄庁による審査の結果、適切な組織運営・会計処理の実施や地域等の意見を踏まえた法人運営が行われている法人
 - ⇒定期監査の実施周期の延長や監査項目の重点化等
- 会計処理等に係る指導監督や再投下計画の承認に当たって、所轄庁において公認会計士等の意見を聞くことなどによる適切な指導監督

国・都道府県・市の役割と連携

国・都道府県・市の連携・支援

- 都道府県において、広域的な立場で研修を行うなど、市における指導監督を支援
- 国においては、所轄庁全体の指導監督について、基準の明確化等を徹底

財務や運営に関する情報の活用

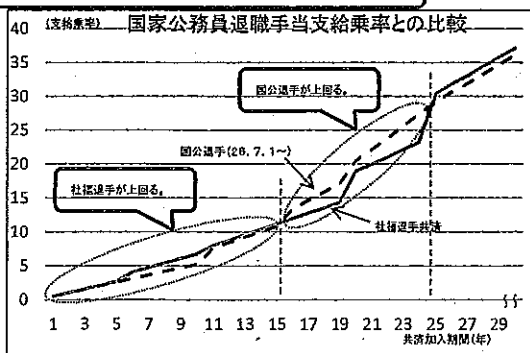
- 財務諸表、現況報告書等を所轄庁として指導監督に活用するほか、
 - ・都道府県は、広域的な地方公共団体として、管内の法人に係る書類を収集の上、法人規模や地域特性に着目した分析等を行う等により、管内所轄庁の支援、地域住民のサービス利用、法人による経営分析に活用できるようにする
 - ・国においては、都道府県において収集分析した情報を基に、全国的なデータベースを構築する

社会福祉施設職員等退職手当共济制度の見直しについて

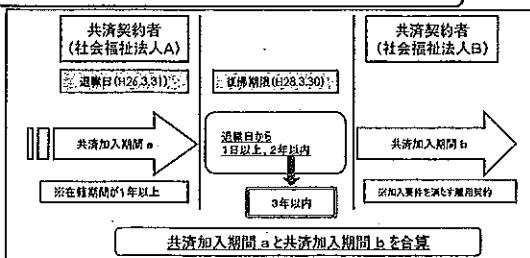
趣旨

- ① 民間との均衡を考慮しつつ、長期加入に配慮した支給水準に見直す(国家公務員退職手当の支給乗率に準拠)。
- ② 被共济職員が退職した日から再び被共济職員になった場合、前後の共济加入期間を合算できる期間を「2年以内」から「3年以内」に拡充。
- ③ 障害者総合支援法等に関する施設・事業(児童福祉法に基づく障害児を対象とする施設・事業を含む。)について、他の事業主体とのイコールフットイングの観点から、公費助成を廃止(既加入者に対する公費助成は維持)。

① 給付水準の見直し



② 共济加入期間の合算制度の充実



③ 公費助成の見直し

		前回改正 (H18.4.1施行)	今回の見直し(案)
国 1 3 都道府県 1 3	給付水準	1割引下げ	長期勤続に配慮するなどの見直し
	共济加入期間の合算	退職した日から起算して2年以内	出産、育児、介護等の事由により退職した職員が、復職しやすい環境を整えるため、3年以内に拡大
	介護 障害 保育	廃止	廃止 ・障害者関連の新制度への移行が完了 ・社会福祉法人以外の参入 公費助成の取扱いは、平成29年度までに検討し、結論 ・子ども・子育て支援新制度が平成27年度から施行予定 ・平成29年度を目標年度にする待機児童解消加速化プランが進行中
公費助成	公費助成の取扱いは、将来の検討課題 ・社会福祉法人がサービスの中核的な担い手となっている現状 ・障害者関連施策など制度自体の枠組みを検討中		

規制改革実施計画（抄）（社会福祉法人制度関係）①

（平成26年6月24日閣議決定）

財務諸表の情報開示

- 標準的形式を提示、各法人が原則としてHP上で開示を行うよう指導
- 一覧性・検索性をもたせた電子開示システムの構築

補助金等の情報開示

- 補助金、社会貢献活動の支出額等の状況の開示を義務付け
- 国・地方自治体からの補助金等の状況を一元的に把握し開示
- 地方自治体独自の助成・補助において経営主体による差異を設けないよう要請

役員報酬等の開示

- 役員に対する報酬・退職金等の算定方法の方針や役員区分ごとの報酬等の総額（役員報酬以外の職員としての給与等も含む）の開示を義務付け

内部留保の明確化

- 内部留保の位置付けを明確化し、福祉サービスへの再投資や社会貢献での活用を促す
- 明確な事業計画に基づく目的別の積立（退職給与引当金や修繕積立金等の別途積立金の活用）を行うことを指導

調達の公正性・ 妥当性の確保

- 社会福祉法人と役員の親族・特別の利害関係を有する者との取引について、取引相手・取引内容を開示する等、調達の公正性や妥当性を担保する仕組みを構築

- = 措置済み
- = 今後措置

規制改革実施計画（抄）（社会福祉法人制度関係）②

経営管理体制の強化

- 理事会・評議員会・役員等の役割、権限・責任の範囲等を明定
- サービスに対する第三者評価のガイドラインの見直し
- 介護・保育分野について第三者評価受審率の数値目標を策定
- 一定の事業規模を超える法人に外部機関による会計監査を義務付け

所轄庁による 指導・監督の強化

- 監査のガイドラインや監査人材の育成プログラムを策定、その工程表を策定
- 経営の悪化した法人に対し、所轄庁が措置命令等在先駆けて助言・勧告を行える措置を講じる

多様な経営主体による サービスの提供

- 特別養護老人ホームの機能の重点化の徹底、低所得者の支援を中心とした公的性格を強化
- 各市町村が介護サービスの需要を的確に把握し、有料老人ホーム等の特定施設も含めて、地域の実情に即して適切なサービス量を見込むよう通知

福祉施設における指定管理者制 度等の運用の改善

- 業務委託や指定管理者制度等の公募要件に理由なく株式会社を除外しないよう地方自治体に通知

社会貢献活動の義務化

- 社会貢献活動の実施を義務付け。社会貢献活動の定義を明確化、会計区分の整備、社会貢献活動への拠出制度の創設などを検討
- 法令等での義務付けに先駆けて、一定の事業規模を超える法人に対し、社会貢献活動の実施を要請
- 社会貢献活動を行わない法人に対し、零細小規模な法人には配慮しつつ、所轄庁が所要の措置命令のほか、業務の全部・一部の停止、役員の解職勧告、解散命令ができることを明確化

第1回障がい者の暮らしやすい鳥取創造チーム会議の開催結果について

平成27年6月8日

障がい福祉課

障がいの有無に関わらず誰もが暮らしやすい地域社会（共生社会）の創造に向け、障がい者の地域生活の充実及び社会参加しやすい環境の整備に係る取組を検討する「障がい者の暮らしやすい鳥取創造チーム」を設置し、県組織を挙げて障がい者支援に取り組むこととしました。この第1回チーム会議を開催しました。

1 第1回会議の開催

- (1) 日時 6月3日（水）午後3時から4時まで
- (2) 場所 県庁特別会議室（議会棟3階）
- (3) 内容 各検討テーマに係る各部局の課題認識や取組状況等の共有、意見交換など

2 参加者

統轄監（チーム長）

各部局長等（未来づくり推進局、危機管理局、総務部、地域振興部、文化観光スポーツ局、福祉保健部、生活環境部、商工労働部、農林水産部、県土整備部、会計管理者、教育委員会）

3 検討項目

- (1) 障がい者雇用の促進、工賃の向上
 - ・障がい者新規雇用1000人創出に向けた各種取り組み
 - ・新たな共同受注体制構築の検討、積極的な活用の促進
 - ・障がい者優先調達の推進（手続きの更なる改善、取り組みやすさの工夫等）
- (2) 県全体のバリアフリー化（ハード・ソフト）の更なる推進
（背景：障害者差別解消法の施行（H28.4.1）、東京オリンピック・パラリンピックの開催（H32））
 - ・公的エリアや観光スポット等を中心としたバリアフリー化の推進
 - ・あいサポート運動の更なる推進や実践的な接遇研修等による円滑な対応・おもてなしの向上
 - ・民間事業者等への差別解消法施行の周知・啓発
 - ・県庁の差別解消法施行に向けた具体的取組の推進（職員対応要領の作成等）

4 主な意見等

- ・障がい者新規雇用1,000人に向けては、離職防止も重要であるため、離職理由等を分析して施策を検討する必要がある。
- ・障がい福祉サービス事業所への優先調達を増やしていくためには、各部局の発注実績の内容を情報提供することにより、新たな発注の誘発を図るとともに発注や支払い手続きの簡略化について検討する必要がある。
- ・公共交通機関のバリアフリーについては、人的対応の部分は充実して来ている。ハード的な部分については、例えば2020年東京オリンピック・パラリンピックを見据えた具体的な目標設定ができれば働きかけもし易い。

あいサポート大使と連携したあいサポート運動の普及・啓発について

平成27年6月8日
障がい福祉課

「障がいを知り、共に生きる」をテーマに、あいサポート運動は鳥取県から全国に広がっています。障がいのある方が暮らしやすい社会づくりを進めていくため、平成27年2月にあいサポート大使に任命した、美容福祉家の山野愛子ジェーンさん、モデルでタレントの押切もえさんのお二人のご協力を得て、あいサポート運動の普及・啓発活動を行うこととしています。

1 山野愛子ジェーンさんとの連携

(1) 湖陵高校での山野愛子ジェーンさんによる講演会の開催

鳥取湖陵高等学校が毎年行っている「生きる意味を考える講演会」の講師として来県。全校生徒を対象に「美道とスマイル」をテーマとしたお話しをされ、周りの人達に笑顔で接することの大切さを強調されました。着付けショーなどのデモンストレーションも行い、生徒の中には「人のために役立つ人間になりたい」「美容師になりたい!」といった声もあがるなど、生徒が人への接し方を学んだり、将来に対する夢や希望を考える契機となる講演会でした。

- ① 日 時 平成27年5月27日(月) 13:30~15:10
- ② 場 所 鳥取県立鳥取湖陵高等学校

(2) 平井知事による山野学苑での講演

山野愛子ジェーンさんが理事長を務める学校法人山野学苑の学生・教師(約1,300人)に対して、知事が講演を行いました。あいサポート運動のPRに加え、鳥取県のファンになっていただくための絶好の機会となりました。生徒達が美容室などで働き始めた時に、あいサポート運動の趣旨に沿った行動をしていただくとともに、鳥取県の魅力をお客様に伝えていただければと期待しています。

- ① 日 時 平成27年6月4日(木) 13:00~14:00
- ② 場 所 山野学苑 山野ホール(東京都渋谷区代々木1-53-1)
- ③ 講演内容 テーマ「あいサポートの絆で結ばれる社会」
(山野学苑への「あいサポート企業」認定証の授与式も併せて行いました。)

2 押切もえさんとの連携

(1) 県内障がい者福祉施設等への訪問

県内障がい福祉サービス施設等を訪問し、あいサポート大使として障がい者と交流されました。障がい者がいきいきと活躍している姿をSNS等を活用して情報発信し、あいサポート運動の普及を図っていただきました。

- ① 日 時 平成27年6月1日(月)~2日(火)
- ② 訪問先
 - ・自宅にて動画編集やデザインを手がけている障がい者との交流。
 - ・あいサポート・アートインフォメーションセンター及びくらしアートミュージアム「無心」にて障がい者アートを視察
 - ・漁師一家三好家(水産加工場)でいきいきと働く障がい者との交流
 - ・リヴよどえ 障がい者の方の芸術文化活動の視察

【あいサポート運動の概要】

あいサポート運動は25万人(H27.4末)を突破するなど、県内外に拡大していますが、県内外サポート企業及び他の自治体への働きかけ、あいサポート大使を活用した情報発信を展開し、あいサポート運動の拡大促進を図る。

○あいサポーター数等(H27.4末現在)

- ・あいサポーター数 250,428人
- 【内訳】鳥取 58,947人、島根 20,653人、広島140,191人
長野 23,588人、奈良5,795人、埼玉 1,254人
- ・あいサポート企業数 892社(うち鳥取県265社)
- ・あいサポートメッセンジャー数 1,461人(うち鳥取432人)
- ・協定自治体 鳥根県、広島県、長野県、奈良県、埼玉県(富士見市、三芳町)、韓国江原道
(今年度中に山口県、埼玉県1市4町(秩父市、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町)とも協定予定)

指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの事業の人員、設備及び運営に関する指針(ガイドライン)に関する今後の対応について

平成27年6月8日
長寿社会課

1 概要

指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの事業の人員、設備及び運営に関する指針(ガイドライン)について、昨年10月に国に先行して県の指針を施行していたが、4月30日付けで国の指針が施行された。

この国指針の一部の項目において、県指針との差が生じているため、以下のとおり対応したい。

2 県指針改正案

(1) 対応方針

既存の県指針について、今回の国指針で新たに示された基準を追加等する改正を行う。

(2) 主な改正項目

	現行指針	改正素案
定義	・宿泊サービス事業所は、利用定員を当該指定通所介護事業所等の運営規程で定める利用定員の40%以内とすること。	・宿泊サービス事業所は、利用定員を当該指定通所介護事業所等の運営規程で定める利用定員の40%以内かつ9人以下とすること。
宿泊	<p>ア 原則、個室とする。なお、個室提供が困難な場合は、パーティション等により、プライバシーが確保できる状態とすること。</p> <p>イ 利用者の1人当たりの占有面積は7.43平方メートル以上とすること。</p> <p>ウ 宿泊室は原則建物の1階部分に設置するものとする</p> <p>エ 夫婦又は兄弟等の場合を除き、異性の利用者(男女)が同室で宿泊することがないよう配慮すること。</p>	<p>ア 原則、個室とする。</p> <p>イ 利用者の1人当たりの占有面積は7.43平方メートル以上とすること。</p> <p>ウ 宿泊室は、原則、建物の1階部分に設置するものとする。</p> <p>エ <u>個室以外の宿泊室を設ける場合、以下要件のいずれにも適合させなければならない。なお、個室以外の宿泊室の定員は4人以下とすること。</u></p> <p>(ア) パーティション等によりプライバシーが確保できる状態であること。</p> <p>(イ) 夫婦又は兄弟等の場合を除き、異性の利用者(男女)が同室とならない状態となるよう配慮されていること。</p>

(3) 経過措置

施行日後1年間については、追加で定める定員部分の基準は「原則9人以下」、「原則4人以下」とする経過措置を講じる。

3 改正スケジュール(予定)

～6月上旬	<ul style="list-style-type: none"> ○実態調査実施状況報告の取りまとめ、分析、聞き取り ○指針改正素案の作成・調製
6月10日～6月30日(予定)	<ul style="list-style-type: none"> ○パブリックコメント(3週間) ○事業等関係者からの意見聴取
7月中旬	<ul style="list-style-type: none"> ○常任委員会報告 ・パブリックコメントの結果 ・関係者等の意見 ・指針最終案
7月下旬～8月	<ul style="list-style-type: none"> ○改正後指針施行

《参考1》実態調査実施状況報告、実地調査、聞き取りに基づく宿泊サービスの状況

- 実施事業所67事業所(H25.12月の実施状況アンケート)のうち10事業所が宿泊サービスを中止(予定含む)。
- 実施事業所の聞き取り(訪問又は電話)の傾向は以下のとおり。(途中経過)
 - ・**宿泊定員**について、ほぼ全ての事業所で県指針に合致するよう日中デイ定員の40%以内に変更。加えて、上限についてもほぼ全ての事業所で国指針(9人以下)に既に対応している。
 - ・**連続宿泊日数**について、長期利用者がかなり減っており、ほとんどが短期的緊急的なものになっている。(特養等待機者も特養整備や有料老人ホームの整備が進みかなり減少)
 - ・**安全設備**について、スプリンクラーを新たに整備した事業所は1か所。2~3事業所が今後の設置を検討中。
 - ・**夜間避難訓練**等の実施は、多くの事業所で見られた。
 - ・**総宿泊日数**について、ほとんどが認定有効期間の半数以下であった。

【事業者の意見】

- ・国の指針に合わせることは、問題なし(既に対応済か対応予定)が多数。
- ・定員上限9人については、利用者の受け入れ先の観点で1年程度の猶予期間が欲しい(ごく少数の事業者)

《参考2》現行県指針の主な項目

区分	指針(案)	考え方
基本	建築基準法の用途変更届の提出	住宅を通所介護事業所に変更した場合、建築基準法の用途変更届の提出が必要。届出により、間仕切壁若しくはスプリンクラー等、防火対策等が図れる
宿泊	連続宿泊 30日まで	介護保険法省令に基づき県条例で定める短期入所生活介護の基準に準じる(利用者が連続して30日を超えて短期入所生活介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた短期入所生活介護については、報酬算定しない。)
	総宿泊日数 利用者ごとに、要介護認定又は要支援認定期間日数の半数を超えないこと	介護保険法省令に基づき県条例で定める短期入所生活介護の基準に準じる(利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、(中略)要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。)
	宿泊定員 デイサービスの利用定員の40%以内とし、宿泊定員を運営規程で定めること	通所介護の利用者1名当たりの面積3㎡に対し、小規模多機能型居宅介護の利用者1名当たりの面積7.43㎡で除した割合
職員	夜間配置 介護職員(又は看護職員)として、宿泊人数9人ごとに夜勤1名以上を配置	介護保険法省令に基づき市町村条例で定める小規模多機能型居宅介護(宿泊対応時)の人員基準に準じる
	看護職員 デイサービス時間帯を含めて、従業者のうち1名以上は看護職員であること	介護保険法省令に基づき市町村条例で定める小規模多機能型居宅介護の人員基準に準じる
設備	部屋基準 原則個室とする。(個室提供が困難な場合は、パーティション等により、プライバシーが確保できる状態とすること)また、1人当たり床面積は7.43㎡以上とすること	介護保険法省令に基づき市町村条例で定める小規模多機能型居宅介護(原則個室)の人員基準に準じる
	利用階 2階以上の宿泊は原則不可(建築基準法、消防法及び福祉のまちづくり条例に適合している場合は可)	介護保険法省令に基づき県条例で定める短期入所生活介護の基準に準じる
	衛生安全 旅館業に必要な衛生管理設備を設けること	旅館業法 衛生措置の基準を管理するため、旅館業の許可を取得すること

【H27.6 改正素案】

鳥取県における指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの事業の人員、設備及び運営に関する指針（ガイドライン）

第1 総則

1 目的

鳥取県における指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（以下「基準」という。）は、指定通所介護事業所等において、宿泊サービスを提供する場合における遵守すべき事項を定めることにより、当該宿泊サービスを利用する者の尊厳の保持及び安全確保を図ることを目的とする。

2 定義

(1) この基準において、「宿泊サービス」とは、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第7項に規定する通所介護、第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護、第8条第17項に規定する認知症対応型通所介護及び第8条の2第15項に規定する介護予防認知症対応型通所介護のいずれかの指定を受けた事業者（以下「指定通所介護事業者等」という。）が、次の場合において、当該指定を受けた事業所（以下「指定通所介護事業所等」という。）の利用者に対し、必要な介護及び宿泊を伴うサービスを提供することをいう。

ア 当該指定通所介護事業者等の営業時間外に、当該指定通所介護事業者等の設備の一部を使用する場合

イ 次の区画を使用する場合

(ア) 当該指定通所介護事業者等と同一建物内にあり、他に用途が明確に定められていない部屋等（「他に用途が明確に定められていない部屋等」とは、老人福祉法（昭和38年法律第133号）等の他の福祉関係制度上の区画として認められていない部屋等をいう。以下同じ）

(イ) 当該指定通所介護事業者等と同一敷地内の別の建物内にあり、他に用途が明確に定められていない部屋等

(2) この基準において、「宿泊サービス事業者」とは、宿泊サービスを提供する者をいう。

(3) この基準において、「宿泊サービス事業所」とは、宿泊サービスを提供する事業所をいう。

(4) この基準において、「利用者」とは、指定通所介護事業所等を利用している者であって、当該指定通所介護事業所等が提供する宿泊サービスを利用する者をいう。

3 基本方針

(1) 宿泊サービス事業所において、宿泊サービスを提供する場合に満たすべき人員、設備及び運営に関する取扱いについては、この基準で定めるところによる。

(2) 宿泊サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立った宿泊サービスの提供に努めること。

(3) 宿泊サービス事業者は、利用者の状況や宿泊サービスの提供内容について、当該指定通所介護事業者等、法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者又は法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者（以下「指定居宅介護支援事業者等」という。）と必要な連携を行うこと。

(4) 宿泊サービス事業者は、宿泊サービスが位置付けられた居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（以下「居宅サービス計画等」という。）に沿って、宿泊サービス

の提供を希望する利用者に対し、宿泊サービスを提供すること。

- (5) 宿泊サービス事業者は、宿泊サービス事業の実施及び運営に当たっては、旅館業に該当する場合は、旅館業法（昭和23年法律第138号）の許可を取得するとともに、旅館業法、消防法（昭和23年法律第186号）、建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の法令等を遵守すること。

4 宿泊サービスを提供する上での原則

- (1) 宿泊サービス事業者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に一時的に宿泊サービスを提供すること。

- (2) 宿泊サービス事業者は、(1)の趣旨に鑑み、緊急かつ短期間の利用として宿泊サービスを提供すること。

なお、利用者の真にやむを得ない事情により連続した利用が予定される場合においては、指定居宅介護支援事業者等と密に連携を図った上で、次の日数の範囲で宿泊サービスを提供すること。

- ① 利用者に連続して宿泊サービスを提供する日数は、30日以内とすること。

ただし、ケアマネジャーがデイサービスでの宿泊以外の方法がないと認め、本人又は家族の同意のもとケアプラン上に位置付けた場合は、保険者に届け出ることにより、30日を超えて宿泊できるものとする。

- ② 利用者に宿泊サービスを提供する日数については、法第19条第1項に規定する要介護認定の有効期間又は同条第2項に規定する要支援認定の有効期間の半数を超えないこと。

ただし、ケアマネジャーがデイサービスでの宿泊以外の方法がないと認め、本人又は家族の同意のもとケアプラン上に位置付けた場合は、保険者に届け出ることにより、要介護認定又は要支援認定の有効期間の半数を超えて宿泊できるものとする。

- (3) 宿泊サービス事業者は、指定通所介護、指定介護予防通所介護、指定認知症対応型通所介護又は指定介護予防認知症対応型通所介護（以下「指定通所介護等」という。）の適切な運営、サービスの提供に支障が生じないよう事業を行うこと。

第2 人員に関する基準

1 従業者の員数及び資格

宿泊サービス事業者が、宿泊サービス事業所ごとに置くべき従業者（以下「宿泊サービス従業者」という。）の員数及び資格は、次のとおりとすること。

- (1) 宿泊サービス従業者については、宿泊サービスの提供を行う時間帯（以下「提供時間帯」という。）を通じて介護職員又は看護職員（看護師又は准看護師をいう。）を常時、利用者9人に対し1人以上確保すること。ただし、宿直職員は含まない。

なお、日中のデイサービスの時間帯を含めて、1人以上が看護職員であること。

- (2) 宿泊サービス従業者のうち介護職員については、介護福祉士等の資格を有する者又は介護職員初任者研修課程を修了した者であることが望ましいこと。

なお、それ以外の宿泊サービス従業者にあっても、介護等に対する知識及び経験を有する者であること。

- (3) (1)の規定に関わらず夕食及び朝食時間等の繁忙時間帯においては、必要な員数を確保すること。

- (4) 緊急時に対応するため宿直職員の配置又は提供時間帯を通じた連絡体制の整備を行うこと。

2 責任者

宿泊サービス事業者は、宿泊サービス従業者の中から、責任者を定めること。

第3 設備に関する基準

1 利用定員

宿泊サービス事業所は、利用定員を当該指定通所介護事業所等の運営規程に定める利用定員の40%以内かつ9人以下とすること。

2 設備及び備品等

(1) 必要な設備及び備品等

宿泊サービス事業所は、宿泊室及び消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに宿泊サービスに必要なその他の設備及び備品等を備え、当該指定通所介護事業所等の運営に支障がないよう適切に管理すること。

なお、当該指定通所介護事業所等の設備及び備品等については、その運営に支障がない範囲で使用して差し支えない。

(2) (1)に掲げる宿泊室及び消火設備その他の非常災害に際して必要な設備の基準は、次のとおりとする。

① 宿泊室

ア 原則、個室とする。

イ 利用者の1人当たりの占有面積は7.43平方メートル以上とすること。

ウ 宿泊室は、原則、建物の1階部分に設置するものとする。

エ 個室以外の宿泊室を設ける場合、以下要件のいずれにも適合させなければならない。なお、個室以外の宿泊室の定員は4人以下とすること。

(ア) パーテーション等によりプライバシーが確保できる状態であること。

(イ) 夫婦又は兄弟等の場合を除き、異性の利用者(男女)が同室とならない状態となるよう配慮されていること。

② 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

ア 消火器、非常案内灯、自動通報装置の設置などの安全対策を行うこと。

イ 消防法、建築基準法等の関連法令を遵守し、スプリンクラー若しくは簡易型スプリンクラーを設置するなど、利用者の安全確保に努めること。

第4 運営に関する基準

1 内容及び手続の説明及び同意

宿泊サービス事業者は、宿泊サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、10に定める運営規程の概要、宿泊サービス責任者の氏名、宿泊サービス従業者の勤務体制その他の利用申込者の宿泊サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、宿泊サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得ること。

2 宿泊サービス提供の記録

宿泊サービス事業者は、宿泊サービスを提供した際には、提供日、提供した具体的な宿泊サービスの内容及び利用者の心身の状況その他必要な事項を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供すること。

3 宿泊サービスの取扱方針

- (1) 宿泊サービス事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当かつ適切に行うこと。
- (2) 宿泊サービス事業者は、宿泊サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、宿泊サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- (3) 宿泊サービス事業者は、宿泊サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急かつやむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならないこと。
- (4) 宿泊サービス事業者は、(3)の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急かつやむを得ない理由を記録すること。

4 宿泊サービス計画の作成

宿泊サービス事業者は、宿泊サービスを4日以上連続して利用することが予定されている利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえて、利用者が利用する指定通所介護事業所等におけるサービスとの継続性に配慮して、当該利用者の指定居宅介護支援事業者等と連携を図った上、具体的なサービスの内容等を記載した宿泊サービス計画を作成すること。

なお、宿泊サービス計画は、指定通所介護等の計画と明確に区分されていること。

5 介護

- (1) 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うこと。
- (2) 宿泊サービス事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行うこと。
- (3) 宿泊サービス事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えること。
- (4) 宿泊サービス事業者は、(1)から(3)までに定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行うこと。

6 食事

- (1) 宿泊サービス事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供すること。
- (2) 宿泊サービス事業者は、利用者が可能な限り離床して、適切な場所で食事を摂ることを支援すること。

7 健康への配慮

宿泊サービス事業者は、当該指定通所介護事業所等において把握している利用者の健康に関する情報に基づき、必要に応じて主治の医師や指定居宅介護支援事業者等と連携し、常に利用者の健康の状況に配慮して適切な宿泊サービスを提供すること。

8 相談及び援助

宿泊サービス事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うこと。

9 緊急時等の対応

- (1) 宿泊サービス事業者は、宿泊サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合に備えて、事前に、宿泊する従業者以外の従業者においても支援体制を確保しておくこと。
- (2) 宿泊サービス事業者は、主治の医師又はあらかじめ協力医療機関を定めている場合は、協力医療機関への緊急連絡体制を整えること。

10 運営規程

宿泊サービス事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておくこと。

なお、③の営業時間（サービス提供時間）については、日中に介護保険事業として行われる指定通所介護等のサービス提供時間及び延長サービスを行う時間とは明確に区分すること。

また、利用者から⑤の利用料の支払いを受ける場合は、日中に介護保険事業として行われる指定通所介護等（延長サービスを含む。）の会計と宿泊サービスの会計を明確に区分すること。

- ① 事業の目的及び運営の方針
- ② 従業者の職種、員数及び職務の内容
- ③ 営業日及び営業時間（サービス提供時間）
- ④ 利用定員
- ⑤ 宿泊サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- ⑥ 宿泊サービス利用に当たっての留意事項
- ⑦ 緊急時等における対応方法
- ⑧ 非常災害対策
- ⑨ その他運営に関する重要事項

11 勤務体制の確保等

- (1) 宿泊サービス事業者は、利用者に対し適切な宿泊サービスを提供できるよう、宿泊サービス従業者の勤務体制を定めておくこと。
- (2) 宿泊サービス事業者は、当該宿泊サービス従業者によって宿泊サービスを提供すること。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

12 定員の遵守

宿泊サービス事業者は、運営規程に定める利用定員を超えて宿泊サービスの提供を行ってはならない。

13 非常災害対策

- (1) 宿泊サービス事業者は、非常災害時の関係機関への通報や地域住民等との連携体制の確立などを盛り込んだ夜間避難計画及びそれに基づく夜間防災訓練計画を策定するとともに、それらを定期的に宿泊サービス従業者に周知すること。
また、夜間防災避難訓練計画に基づく訓練を年1回以上実施すること。
- (2) 防火及び火災対策の徹底を期するため、消防署、建築担当部署等に必要に応じ指導又は助言を求めよう努めること。

14 衛生管理等

- (1) 宿泊サービス事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供す

る水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じること。

- (2) 宿泊サービス事業者は、当該宿泊サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めること。
- (3) 旅館業法に定める衛生措置等の基準を遵守すること。また、旅館業法に該当しない場合にあっても、衛生措置等は旅館業法に定める基準に準じること。

15 掲示

宿泊サービス事業者は、当該宿泊サービス事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、宿泊サービス責任者の氏名、宿泊サービス従業者等の勤務の体制、苦情処理の概要その他、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。

16 秘密保持等

- (1) 宿泊サービス従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさないこと。
- (2) 宿泊サービス事業者は、宿泊サービス従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じること。
- (3) 宿泊サービス事業者は、指定居宅介護支援事業者等との連携において、宿泊サービス事業所における利用者の個人の情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ておくこと。

17 広告

宿泊サービス事業者は、宿泊サービス事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしなないこと。

また、宿泊サービスは、介護保険給付の対象となる指定通所介護等とは別のサービスであることを明記すること。

18 苦情処理

- (1) 宿泊サービス事業者は、提供した宿泊サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じること。
- (2) 宿泊サービス事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。

19 事故発生時の対応

- (1) 宿泊サービス事業者は、利用者に対する宿泊サービスの提供により事故が発生した場合は、小規模多機能型介護事業所等における事故発生時の取扱い（小規模多機能型介護事業所の指定権者である各市町村に問い合わせること。）に準じて、必要な措置を講じること。
- (2) 宿泊サービス事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して行った処置について記録すること。
- (3) 宿泊サービス事業者は、宿泊サービスの提供に係る賠償すべき事故の発生に備え、必要な保険等に参加すること。

20 報告と公表(情報提供)

- (1) 宿泊サービス事業者は、別紙に定める人員・設備・運営に関する基準等の実施状況及び苦情に関する記録について、別途知事が定める日時点の状況を別途知事が定める日までに、新たに宿泊サービスを提供する際には速やかに、別途知事が定める様式に

より、鳥取県に報告すること。

- (2) 鳥取県は、(1)の報告のうち、利用者の安心安全を確保する観点から、別紙に定める項目について、ホームページを通じて公表(情報提供)を行う。

21 調査への協力等

宿泊サービス事業者は、提供した宿泊サービスに関し、妥当かつ適切に実施されているかどうかを確認するために行う県又は保険者の調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行うこと。

22. 記録の整備

- (1) 宿泊サービス事業者は、宿泊サービス従業者、設備、備品に関する諸記録を整備しておくこと。
- (2) 宿泊サービス事業者は、利用者に対する宿泊サービスの提供に関する次のアからオまでに掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存すること。
- ア 2に定める具体的な宿泊サービス提供の内容等の記録
 - イ 3(4)に定める身体的拘束等の記録
 - ウ 4に定める宿泊サービス計画
 - エ 18(2)に定める苦情の内容等の記録
 - オ 19(2)に定める事故の状況及び事故に際して行った処置についての記録

附 則

- 1 この指針は、平成26年10月15日に施行する。
- 2 第4の20に定める宿泊サービス事業者の報告及び適合状況等の公表は、平成27年4月1日から行う。

附 則

(施行期日)

- 1 この指針は、平成27年 月 日に施行する。

(経過措置)

- 2 施行日から1年を経過する日までの間の適用については、第3 設備に関する基準
 - 1 利用定員中「9人以下」とあるのは「原則9人以下」と、第3 設備に関する基準
 - 2 設備及び備品等(2)①宿泊室中「定員は4人以下とする」とあるのは「定員は原則4人以下とする」とする。

第1回いきいき長寿鳥取県推進チーム会議の開催結果について

平成27年6月8日
長寿社会課

「とっとり元気づくり推進本部」に設置された「いきいき長寿鳥取県推進チーム会議」の第1回会議を下記のとおり開催しました。

記

- 1 日 時 平成27年5月28日(木) 午前10時～午前11時
- 2 場 所 県庁第4応接室
- 3 出席者 副知事(チーム長)
関係部局長等(未来づくり推進局、地域振興部、文化観光スポーツ局、福祉保健部、生活環境部、商工労働部、警察本部)
- 4 議 題
(1) 検討項目ごとの目標、取組内容等について
(2) 検討のスケジュール、進め方について

5 会議の概要

目標の実現に向けて、チームで取り組む検討分野及び検討項目ごとの目標、取組内容等を確認し、部局間で連携して取り組むべき事項、検討のスケジュール、進め方に関する議論を行った。

〔主な意見〕

- ・ 健康寿命の延伸、健康づくりについて、スポーツを含めた取組が元気に繋がる。高齢者になる前の若い世代にそういう意識が芽生えるのが望ましい。広報や健康マイレージとの連携などができるといい。
- ・ シニアボランティアの活動促進、アクティブシニアの移住(CCRC)、特殊詐欺に係る地域のネットワークの活用、認知症のドライバー対策など、このチーム、各部局(課)が連携し、情報共有、横串を指したような取組としたい。


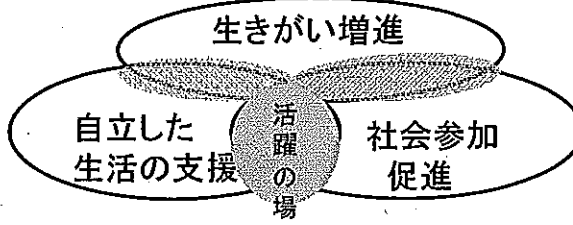
〔確認事項〕

■検討のスケジュール、進め方

- 各担当部局(課)でしっかり取り組めるものは、それぞれが進めていく。
- チームの中で、各部局が連携できるものは協力して取り組むとともに、特に取り組む必要のある下記の項目をプロジェクトとして取り組む

プロジェクト名	取組内容	メンバー(想定)
【健康いきいきプロジェクト】	◇健康寿命の延伸実現WG ・健康マイレージ、健康ウォーク推進、健診率向上 ◇認知症予防の取組先進WG ・早期検診、予防体操(気軽にチェック、楽しく予防)	協会けんぽ、大学、市町村、医師会、県 ※既存検討会等の活用も検討
【シニア元気活躍プロジェクト】	シニア人材の活躍の場を提供する取組を充実・拡充	(各部局、関係団体、市町村から活躍の場の提案を集約)
【グラウンドゴルフ国際大会拠点作りプロジェクト】	・国際大会の開催 等	湯梨浜町、県グラウンドゴルフ協会、公認競技場立地県内市町村、県

- 次回開催(9月予定)までに、外部意見を取り入れながら、課題に対する検討、施策化検討

<p>コアメンバー</p>	<p>福祉保健部(事務局) 未来づくり推進局、地域振興部、文化観光スポーツ局、生活環境部、商工労働部、警察本部</p> <p>※高齢者、地域包括、社協、商工団体、経営者団体、輸送・金融等事業者などに参画いただき推進</p>
<p>目 標</p> 	<p>高齢者がいつまでも元気に、住み慣れた地域で生き生きと暮らすことができ、その元気を地域の活性化につなげる。</p> <p>■健康寿命の延伸 (介護予防、機能維持、認知症の予防・早期発見、生活習慣病予防の強化)</p> <p>■地域・社会を支える存在として高齢者の活躍の後押し (シニアボランティアの育成と参加システムづくり、高齢者人材バンク化と活躍の場づくり、多様な就労や起業等の支援 等)</p> <p>■多様な活動を通じた高齢者の生きがい増進 (グラウンドゴルフなどスポーツや文化芸術活動、老人クラブ活動の推進 等)</p> <p>■暮らしやすい地域づくり (支援体制の構築、支え愛活動の推進、暮らしやすい環境整備、安心・安全の確保)</p> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>健康寿命の延伸、介護予防 支援体制確保、暮らしやすい環境整備</p> </div>

【検討分野ごとの具体的な検討項目】

検討分野	検討項目
<p>I 健康寿命の延伸</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ がん健診受診対策など安心・高度な医療・介護体制構築 ○ 医療機能の地域内連携促進 ○ 鳥取大学と連携したとっとり方式認知症予防対策 ○ 医師、看護師、薬剤師、介護人材等の育成・確保 ○ 元気と健康を支える地域・職域での健康マイレージ推進 ○ グラウンドゴルフの聖地化など生涯スポーツの推進 (グラウンドゴルフを活用した介護予防・健康づくり)
<p>II 地域を支える存在としての高齢者の活躍の後押し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者技能人材バンク設置など元気シニアの活躍支援
<p>III 多様な活動を通じた高齢者の生きがい増進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ グラウンドゴルフの聖地化 ○ 生涯スポーツの推進
<p>IV 暮らしやすい地域づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 支え愛活動や見守り運動の充実により絆を活かしたコミュニティづくり ○ 安心・安全の確保

第1回子育て王国とっとり実現チーム会議の開催結果について

平成27年6月8日
子育て応援課

鳥取の元気づくりを推進するエンジンとして設置した「元気づくり推進本部」に、部局横断で重点的に取り組むべきとして置いた10のプロジェクトチームのうちのひとつ「子育て王国とっとり実現チーム」の第1回会議を開催しました。

1. チームの目標

合計特殊出生率を1.72まで引き上げるための実効性のある少子化対策の立案、実行及び検証を行う。

<鳥取元気プロジェクト チャレンジ70のうち担当項目>

- ・地域の協力を得て保育料を第3子から無償化
- ・地域の協力を得て小児医療費助成を高校生まで拡大
- ・安心して子育てできる病児・病後児保育の体制拡充
- ・若者の幸せをつくる出会い・結婚サポートの充実
- ・少子化対策を展開して合計特殊出生率を0.1引き上げ1.72へ
- ・英語教育やアクティブ・ラーニングはじめ学力向上対策

2. 第1回チーム会議の概要

(1) 日時 平成27年5月29日(月) 15:30~16:30

(2) 出席者 副知事(チーム長)、福祉保健部長、子育て王国推進局長、子育て応援課長、長寿社会課地域支え愛推進室長、男女共同参画推進課長、労働政策室課長補佐、小中学校課長、鳥取労働局雇用均等室地方機会均等指導官

(3) 概要

子育て施策のアイデアの事業化(役割分担・進め方)等について議論し、次のように取り組むこととなった。

<確認事項>

- 取組状況の進行管理を行うため、子ども・子育て支援事業支援計画、子どもの貧困対策推進計画などと整合性を図りながら、合計特殊出生率の引き上げに向けた分野ごとの数値目標の設定を検討することとする。
- 具体的な施策案として事業化を検討・工夫していくもの
 - ・1対1のマッチングを行う出会いサポート事業の実施
 - ・ボランティア活動を共にする婚活イベントなど工夫をこらしたイベントの開催
 - ・シニアを活用した子育て相談、子育て支援の実施
 - ・とっとり版ネウボラの実施
 - ・24時間相談ダイヤルの設置
 - ・訪問看護ステーション等の既存施設を活用した病児・病後児保育の実施
- 施策の検討は、若い世代の方、市町村、経済界、保育・幼児教育などの関係者の意見を聞きながら行う。(6~7月)
- 施策の事業化は、平成28年度当初予算で要求するものと併せて、早期に実施できるものは補正予算を要求する。

(4) 主な意見

【結婚支援】

- ・婚活イベントなどに企業にどう関わってもらえるかであるので、商工関係団体と連名で実施した方が良くはないか。また、イベント等に参加する者は企業の従業員の方がほとんどであるので、労働組合等と共催という形をとって実施してみてもどうか。

【出産】

- ・出生の絶対数を増やさないといけない。移住定住と連携して、鳥取の子育てのしやすさ、子育て環境の良さに関する情報をしっかりアピールしていく必要がある。

【子育て】

- ・10月1日の待機児童数の減少、育児休業の取得率の上昇は、これからの手法について、誰が、どこに、どのように働きかけて、どうするかということをもみんなで考えていく必要がある。
- ・病児・病後児は、全19市町村で実施するという目標があるが、収容能力をどうやって増やしていくかということも考えていく必要がある。

【教育】

- ・生きる力、学力や進学率について、県民の方に加えて、県外から鳥取県へ移り住もうとする人から見てどうかという評価も考えないといけない。

【シニア世代】

- ・ニューボラ事業において、シニアの活用も考えいくことが必要である。

「イクボスとっとり共同宣言」署名式の実施について

平成27年6月8日
男女共同参画推進課
人事企画課
子育て応援課

部下の仕事と家庭の両立を応援し、自らもワーク・ライフ・バランスを実践する働き方改革を進めるため、全国で初めて、経済団体、労働団体、行政のトップが一堂に会してイクボス宣言を行いました。

今後イクボスの取組を県内に広げていきます。

1 署名式の開催

- (1) 日時 平成27年6月3日(水) 11時45分から12時15分まで
(2) 場所 知事公邸第1応接室
(3) 参加者
- 経済団体 鳥取県商工会議所連合会副会長 倉都 祥行
鳥取県経営者協会会長 宮崎 正彦
鳥取県中小企業団体中央会長 谷口 譲二
鳥取県商工会連合会長 井木 久博
- 労働団体 日本労働組合総連合鳥取県連合会長 五十嵐 美知義
※五十嵐会長は、署名式当日は欠席のため後日署名。
- 行政 鳥取労働局長 河野 純伴
航空自衛隊美保基地司令代理第3輸送航空隊人事部長 半 克行
陸上自衛隊米子駐屯地司令 小見 明之
鳥取県知事 平井 伸治
鳥取県教育委員会教育長 山本 仁志
鳥取県警察本部長 山岸 一生

イクボスとっとり共同宣言

私は、長時間労働の削減、柔軟な働き方の推進などの働き方改革を通じて、部下の仕事と家庭の両立を応援する「イクボス」となります。

また、自らも鳥取の豊かな自然に親しみ、家族や地域を大切にするワーク・ライフ・バランスの実践者として、人生を思いっきり楽しみます。

県内各地の企業や団体に「イクボス」を増やし、その取組を広げ、男女がともに働きやすい鳥取県を目指し、全力で取り組みます。

2 今後の取組

- (1) 民間企業に向けた取組
- ・ 輝く女性活躍加速化とっとり会議において、イクボス研修等により県内企業のトップにイクボスの浸透を図る。
 - ・ 企業への奨励金等を通して、引き続き男性の育児休業や育児参加休暇の取得を推進する。
- (2) 県庁における取組
- ・ 管理職全員へのイクボス宣言の呼びかけ
 - ・ イクボス研修の実施
 - ・ 育児応援チェックリストの作成
職員各自が上司として又は同僚としての育児応援ぶりを自己診断。意識啓発を図る。
 - ・ 育休プランニングシートによる面談・助言
所属長が出生予定のある職員と育休取得予定等が記載されたシートをもとに話し合い、仕事や育児支援制度の利用等について助言
 - ・ イクボスの積極的な取組の人事評価への反映(加点要素)及び表彰を検討

ドクターヘリの運航実績及びドクターカーの運行実績について (H27年3月末まで)

平成27年6月8日
医療政策課

1 公立豊岡病院ドクターヘリの運航実績

公立豊岡病院ドクターヘリの就航(平成22年4月17日)から平成27年3月31日までの間の運航状況は以下のとおりです(3府県共同運航事業を平成23年4月1日から関西広域連合へ事業移管)。

1 平成26年度の概況

H26年度の出動件数は1,570件(離陸後のキャンセル等429件含む)で、うち県内消防機関が要請した件数は66件(4.2%)、県内医療機関が受け入れた件数は53件(4.7%)です。また、1日当たり平均出動件数は約4.3件であり、年々増加傾向にあります(1日当たり最多出動件数:16件)。

※増加理由:通報から病院搬入までの時間が年々短縮され、ドクターヘリの効果が浸透したため。消防職員が慣れ、躊躇なく要請するようになり、通報同時要請率が向上したため。

2 出動件数及び医療機関別受入件数

(単位:件、%)

(1) 要請府県別出動件数

要請府県	H22年度(※1)		H23年度		H24年度		H25年度		H26年度		合計	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
兵庫県	634	74.8	1,006	80.2	1,051	82.0	1,144	80.5	1,232	78.5	5,067	79.5
京都府	180	21.3	213	17.0	177	13.8	205	14.4	272	17.3	1,047	16.4
鳥取県	33	3.9	35	2.8	54	4.2	73	5.1	66	4.2	261	4.1
計	847	100.0	1,254	100.0	1,282	100.0	1,422	100.0	1,570	100.0	6,375	100.0
1日当たり平均出動件数	2.4	-	3.4	-	3.5	-	3.9	-	4.3	-	3.5	-

(2) 県内要請機関別出動件数(医療機関の依頼による転院搬送は消防局とは別にカウント)

要請機関	H22年度(※1)		H23年度		H24年度		H25年度		H26年度		合計	
	件数	うちキャンセル	件数	うちキャンセル	件数	うちキャンセル	件数	うちキャンセル	件数	うちキャンセル	件数	うちキャンセル
東部消防局	22	8	28	5	45	11	65	19	62	15	222	58
中部消防局	6	5			4	2	5	3	1		16	10
西部消防局	1	1	6	2	4	2			1	1	12	6
医療機関	4		1		1		3		2		11	
計	33	14	35	7	54	15	73	22	66	16	261	74

(3) 府県別医療機関受入件数(搬送先医療機関別の受入件数を府県ごとに集計)

受入府県	H22年度(※1)		H23年度		H24年度		H25年度		H26年度		合計	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
兵庫県	527	74.3	850	79.1	861	82.3	949	86.4	1,016	89.0	4,203	83.0
京都府	94	13.3	118	11.0	88	8.4	61	5.5	72	6.3	433	8.5
鳥取県	65	9.2	95	8.9	88	8.4	86	7.8	53	4.7	387	7.6
その他の府県	23	3.2	11	1.0	9	0.9	3	0.3		0.0	46	0.9
キャンセル等	138	-	180	-	236	-	323	-	429	-	1,306	-
計	847	100.0	1,254	100.0	1,282	100.0	1,422	100.0	1,570	100.0	6,375	100.0

(4) 県内医療機関の県外からの受入件数(割合:県外からの受入件数/県内医療機関受入件数)

区分	H22年度(※1)		H23年度		H24年度		H25年度		H26年度		合計	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
県外からの受入	49	75.4	67	70.5	52	59.1	51	59.3	19	35.8	238	61.5
受入病院別件数	県中45、日赤1、生協1、岩美1、労災1		県中61、日赤4、岩美1、鳥大1		県中48、市立1、日赤1、生協1、厚生1		県中50、生協1		県中19		県中223、市立1、日赤6、生協3、岩美2、厚生1、鳥大1、労災1	

3 平成26年度の現場救急の例（県内）

交通事故、機械による負傷（農機具、工業機械、チェーンソー等）、高所からの転落、海・河川等で溺れる、心肺停止、意識消失、アナフィラキシーショック（蜂刺され、食物アレルギー）、喉に食べ物が詰まる、自殺企図等

※1 豊岡病院ドクヘリの運航開始はH22. 4. 17のため、H22年度の算定期間はH22. 4. 17～H23. 3. 31

※2 各件数には離陸後のキャンセルを含む。ただし、2（3）の%及び（4）はキャンセルを除いて算出。

II 島根県ドクターヘリの運航実績

中国地方5県ドクターヘリ広域連携基本協定に基づく、島根県ドクターヘリの鳥取県への乗り入れ開始（平成25年5月27日）から平成27年3月31日までの間の運航状況は以下のとおりです

1 平成26年度の概況

H26年度の出動件数は737件（離陸後のキャンセル等48件含む）で、うち県内消防機関が要請した件数は9件（1.2%）です。また、県内消防本部が要請した事案のうち、県内医療機関が受け入れた件数は7件（87.5%）です。また、1日当たり平均出動件数は約2.0件です。

2 出動件数及び医療機関別受入件数

（単位：件、%）

（1）要請県別・要請機関別出動件数

要請府県	H22年度		H23年度		H24年度		H25年度(※1)		H26年度		合計	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
島根県							708	97.7	711	96.5	1,419	97.1
広島県							11	1.5	16	2.2	27	1.8
鳥取県							6	0.8	9	1.2	15	1.0
その他								0.0	1	0.1	1	0.1
計							725	100.0	737	100.0	1,462	100.0
1日当たり平均出動件数							2.3	-	2.0	-	2.2	-

（2）県内要請機関別出動件数（医療機関の依頼による転院搬送は消防局の件数としてカウント）

要請機関	H22年度		H23年度		H24年度		H25年度(※1)		H26年度		合計	
	件数	うちキャンセル	件数	うちキャンセル	件数	うちキャンセル	件数	うちキャンセル	件数	うちキャンセル	件数	うちキャンセル
中部消防局									1		1	
西部消防局							6	1	8	1	14	2
医療機関												
計							6	1	9	1	15	2

（3）県別医療機関受入件数（搬送先医療機関別の受入件数を県ごとに集計。県内消防本部が要請した事案のみ。）

受入府県	H22年度		H23年度		H24年度		H25年度(※1)		H26年度		合計	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
島根県							3	60.0	1	12.5	4	30.8
鳥取県							2	40.0	7	87.5	9	69.2
その他の県								0.0		0.0		0.0
キャンセル等							1	-	1	-	2	-
計							6	100.0	9	100.0	15	100.0

3 平成26年度の現場救急の例（県内）

交通事故、機械による負傷（農機具）、高所からの転落、スポーツでの傷病等

※1 島根県ドクヘリの運航開始はH25. 5. 27のため、H25年度の算定期間はH25. 5. 27～H26. 3. 31。

※2 各件数には離陸後のキャンセルを含む。ただし、2（3）の%はキャンセルを除いて算出。

Ⅲ 鳥取大学医学部附属病院ドクターカーの運行実績

鳥取大学医学部附属病院ドクターカーの運行開始（平成25年5月7日）から平成27年3月31日までの間の運行状況は以下のとおりです。

1 平成26年度の概況

H26年度の出動件数は112件（出動後のキャンセル等43件含む）で、うち県内消防機関が要請した件数は95件（84.8%）、県内医療機関が受け入れた件数は69件（100.0%）です。また、1日当たり平均出動件数は約0.5件です。

2 出動件数及び医療機関別受入件数

（単位：件、％）

（1）要請機関別出動件数

要請機関	H22年度		H23年度		H24年度		H25年度(※1)		H26年度		合計	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
西部消防局							33	97.1	95	84.8	128	87.7
安来市消防局							1	2.9	17	15.2	18	12.3
医療機関								0.0		0.0		0.0
計							34	100.0	112	100.0	146	100.0
1日当たり 平均出動件数							0.2	-	0.5	-	0.4	-

（2）県別医療機関受入件数（搬送先医療機関別の受入件数を県ごとに集計。）

受入府県	H22年度		H23年度		H24年度		H25年度(※1)		H26年度		合計	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
島根県								0.0		0.0		0.0
鳥取県							26	100.0	69	100.0	95	100.0
その他の県								0.0		0.0		0.0
キャンセル等							8	-	43	-	51	-
計							34	100.0	112	100.0	146	100.0

3 平成26年度の現場救急の例（県内）

交通事故、機械による負傷（農機具、工業機械、チェーンソー等）、高所からの転落、海・河川等で溺れる、心肺停止、意識消失、アナフィラキシーショック（蜂刺され、食物アレルギー）、喉に食べ物が詰まる、自殺企図等

※1 鳥取大学病院ドクターカーの運行開始はH25.5.7のため、H25年度の算定期間はH25.5.7～H26.3.31。また、H25は週3日運行で年間運行日数は138日。H26は週5日運行で年間運行日数は244日。なお、1日当たり平均出動件数については、年間運行日数を分母として算出する。

※2 各件数には出動後のキャンセルを含む。ただし、2（2）の％はキャンセルを除いて算出。